

# 東京都教育委員会における障害者活躍推進計画（概要）

## 背景

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の改正(令和2年4月1日施行)」により、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画の作成が義務化
- 計画の作成に当たっては、国の「作成手引き」に基づき、職員アンケート、障害者団体及び職員団体の意見聴取も実施

## 第1 計画の基本的事項

- 目的 障害のある教職員の雇用の促進だけでなく、一人ひとりの障害特性や個性に応じて、能力を発揮できるよう、様々な取組を推進
- 計画期間 令和2年度から令和6年度まで(5年間)

## 第2 東京都教育委員会の障害者雇用の現状と目標

### ■ 令和元年6月時点の現状

- (A表) 在籍する教職員数は、約7万4千人弱であり、事務職員等は約5千5百人(約8%)。残りの約6万8千人(約92%)は、公立学校に勤務する教員
- (B表) 障害者雇用率は、1.90%であり、法定雇用利率(2.4%)を下回っている。

- 数値目標 実雇用率：2.6% 定着率：89.7%(過去5年間平均値)超

(A表)

	在籍する職員数	
	職員数 (人)	障害者数 (人)
教育委員会事務局	1,008	91
学校 事務 職員 等	区市町村立学校	2,636
	都立学校	1,860
	小計	4,496
教員	区市町村立学校	51,160
	都立学校	17,003
	小計	68,163
合計	<b>73,666</b>	676

(B表)

法令に基づく障害者雇用率の算定		
算定基礎職員数 (A) (人)	障害者数 (B) (人)	雇用率 (B/A)
656	108	<b>16.40%</b>
1,715	152	8.86%
1,211	176	14.54%
2,926	328	<b>11.21%</b>
33,255	193	0.58%
11,053	282	2.55%
44,308	475	<b>1.07%</b>
<b>47,883.5</b>	910.5	<b>1.90%</b>

法令に基づく算定後

<大学等新規卒業生免許状取得者実数(平成29年度)>

※教育委員会月報 令和元年より

免許状取得者実数	104,768
うち障害者の数	168

⇒**全体の0.16%**

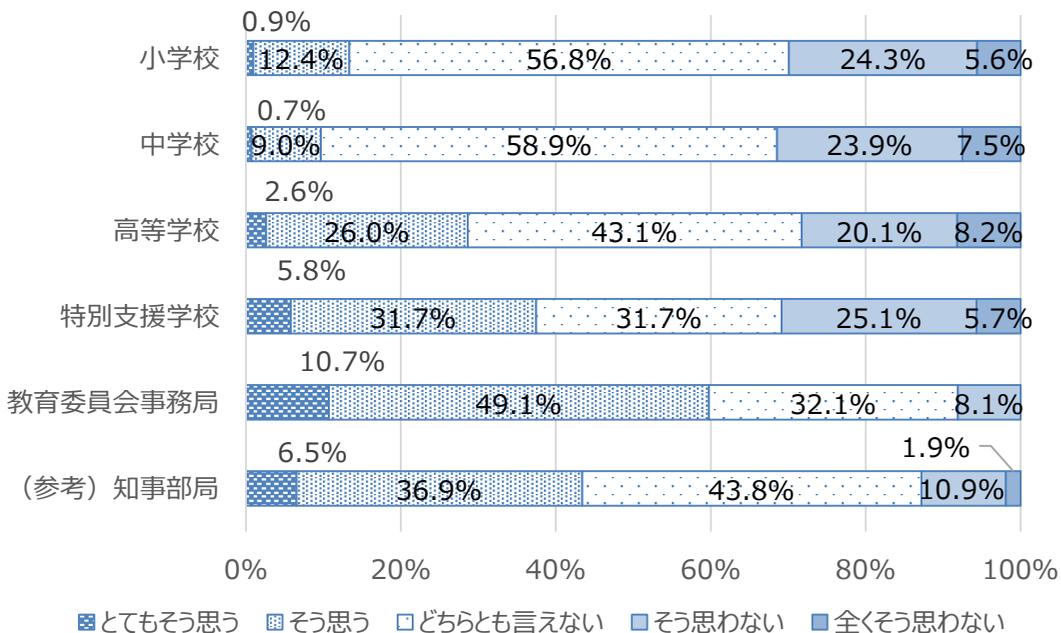
※教員の雇用率が低い背景には、教員免許状取得者に占める障害者の数が全国的に少ない状況が影響している。

※職種ごとの内訳人数の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計は一致しない。

## ■ 職員アンケート結果(抜粋)

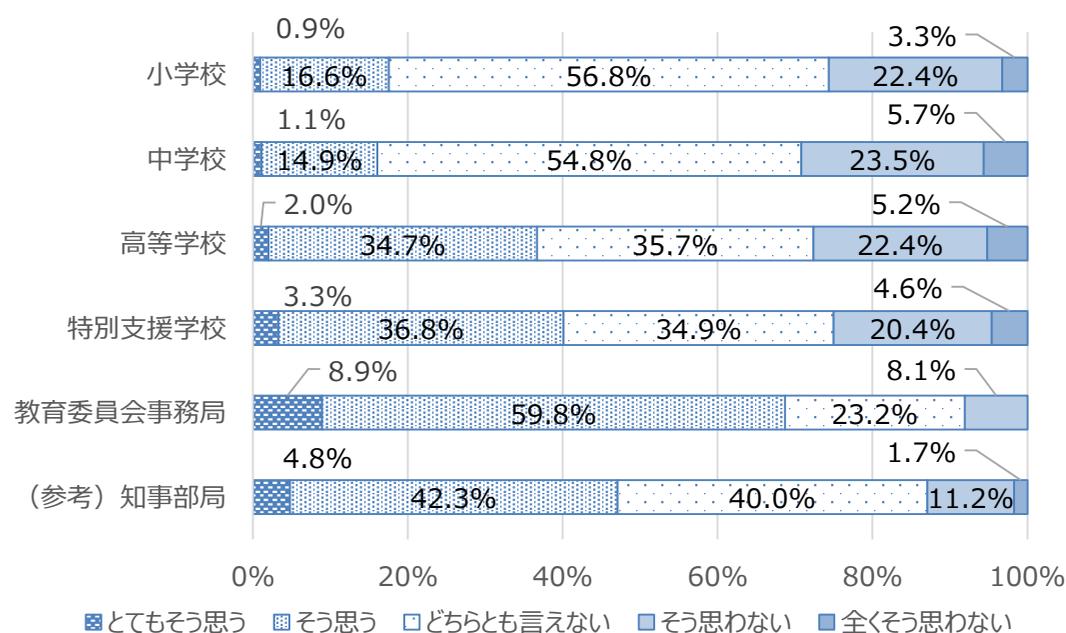
Q あなたは、教育委員会の職場が障害のある職員にとって働きやすい職場だと思いますか。

(有効回答数：小学校637件、中学校435件、高等学校269件、特別支援学校139件、教育委員会事務局112件)



Q あなたは、教育委員会の職場内で障害者雇用に関する理解が進んでいると思いますか。

(有効回答数：小学校644件、中学校442件、高等学校294件、特別支援学校152件、教育委員会事務局112件)



## ■ 障害のある教職員の採用状況(主な取組)

### <教員の採用(障害に配慮した選考)>

- ・障害のある受験者が他の受験者と比べて不利にならないよう、点字や拡大文字の使用、試験時間の延長、手話通訳の配置などの受験上の配慮を実施(平成23年度から)

### <教育庁本庁、事業所及び学校に勤務する職員等の採用>

- ・東京都人事委員会が実施する障害者Ⅲ類選考による採用者の一部を、教育庁本庁等に配属
- ・チャレンジ雇用(企業等への就労を目指す障害者を対象)の実施(平成24年度から)
- ・障害者の新たな雇用の場である「教育庁サポートオフィス」を開設(平成30年10月)し、一般就労として雇用する会計年度任用職員(教育事務サポーター)を雇用

### 第3 障害者活躍に向けた取組

#### ■ 推進体制の整備

- ・障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な措置等を講じる責任者として「障害者雇用推進者」を選任
- ・「東京都教育委員会障害者活躍推進会議」において、定期的に、計画に掲載した当該年度の取組について報告・点検を実施

#### ■ 職場環境の整備

- ・障害特性に配慮した作業施設等(スロープ等)の整備、障害特性に配慮した就労支援機器(音声読み上げソフト等)の導入
- ・障害のある教職員の職業生活に関する相談及び指導を行う者として、「障害者職業生活相談員」を選任
- ・障害特性や、障害ごとの配慮事項への理解を深めるため、関係機関と連携した研修・講習を実施

#### ■ 障害のある職員の採用育成

- ・教員採用選考において障害に配慮した選考の実施(点字や拡大文字の使用、手話通訳の実施等)
- ・教育庁サポートオフィスの取組の充実
  - ①第二オフィスを新たに開設するとともに、オフィス紹介映像の作成・活用等により、障害者の雇用を一層促進
  - ②会計年度任用職員として一定期間勤務する障害者から常勤職員へのステップアップを可能とする新たな雇用の枠組みを総務局と連携して検討
  - ③特別支援学校等からの実習生受入れの拡充

### 参考 各団体からの意見

#### 障害者団体(身体・知的・精神)

- ・学校現場で障害のある職員が勤務するためには、同僚の教職員はもとより、保護者や地域の方々の理解が不可欠である。
- ・知的障害者に対する正規雇用を可能とする採用方法を検討してほしい。
- ・学校という多くの働く場があるのでスケールメリットを生かした積極的な雇用を進めてほしい。
- ・個々の状態に応じてどんな配慮があれば安定して働けるのか、コミュニケーションを取ることで配慮方法を工夫してほしい。

#### 職員団体

- ・教員のみでなく、事務や司書など幅広い職種の職員に対しても支援体制が必要である。
- ・障害のある教職員を広く配置し、合理的配慮の提供を実践することが重要である。
- ・障害のある教職員がいることで、子供たちにとっては、経験や価値の向上につながる。
- ・障害のある人が教員免許を取得しやすくなるよう国や関係機関に働き掛けるべきである。
- ・計画推進体制に学校現場の職員の意見を取り込むことが必要である。